

蒲郡市東港地区土地利用計画案作成及び公民連携まちづくり推進業務プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市東港地区まちづくりビジョンの実現に向けた土地利用計画案作成及び公民連携まちづくり推進業務を公募型プロポーザル方式で業者選定するに当たり、蒲郡市プロポーザル方式実施要綱（平成30年4月1日施行）第6条に基づき設置する蒲郡市東港地区土地利用計画案作成及び公民連携まちづくり推進業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員等の責務)

第4条 委員等は、他の委員等の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平かつ公正に業務を行わなければならない。

2 委員等は、業務の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。また、第7条の規定により選定委員会の会議に出席した委員等以外の者も同様とする。

(所掌事項)

第5条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案書提出者の募集要件、募集方法等の決定に関する事項
- (2) 提案内容を評価するための評価基準、評価方法等の決定に関する事項
- (3) 優先交渉権者の選定に関する事項
- (4) その他選定に関して必要な事項

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員等の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(意見の聴取)

第7条 選定委員会は、必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、建設部東港地区開発推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市と選定業者が東港地区土地利用計画案作成及び公民連携まちづくり推進業務に係る契約を締結する日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

選定委員会構成委員

役職	氏名	所属
委員長	秀島栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
副委員長	恒川和久	名古屋大学大学院工学研究科教授
委員	生田京子	名城大学理工学部建築学科教授
委員	大原義文	蒲郡市副市長
委員	平野敦義	蒲郡市総務部長
委員	鈴木伸尚	蒲郡市建設部長